

14．意匠の電子出願等の手続に関するQ & A

意匠の電子（オンライン）出願等の受付を開始してからこの間、出願人等から様々な問い合わせが寄せられました。これらの問い合わせの中からいくつかの事項について「Q & A」形式にまとめました。

[目次]

14.1 願書関連 1 （図面、写真、ひな形又は見本、参考図、提出物件の目録等）

14.2 願書関連 2 （平成18年改正意匠法の運用に関する質問）

14.2.1 画面デザイン保護の拡充に関するQ & A

14.2.2 部分意匠等の保護の見直しに関するQ & A

14.2.3 関連意匠制度の見直しに関するQ & A

14.2.4 秘密意匠制度の見直しに関するQ & A

14.2.5 意匠権の存続期間の延長に関するQ & A

14.3 手続の補足関連 （補足することができる物件等）

14.4 中間書類関連 （パリ優先権証明書の提出、中途での委任状提出等）

14.5 手数料関連 （電子化手数料、予納台帳番号、現金納付等）

14.6 その他 （共同利用パソコン、旧願との関係等）

14.1**願書関連 1**

Q 1 . 意匠登録出願をしたいのですが、図面の大きさに制限はあるのですか。

A : 図面の大きさは、横 1 5 0 mm、縦 1 1 3 mmを越えて記載することはできません。

Q 2 . A 4 を横長にして図を記載してもよいのですか。

A : A 4 を横長にして図を記載することは認められません。

Q 3 . 規定外の大きさの図面を提出したらどうなるのですか。

A : 1 図でも大きさが規定外の図面がありますと、全図を縮小して記録ファイルに格納します。
 なお、全図を縮小しますので、審査段階において不鮮明と判断された場合は、手続補正指令となるときがあります。

Q 4 . オンラインで図面をカラーハーフトーンにより出願する場合は。

A : 電子化した図は各図ごとにファイル名をつけて以下の形式で保存してください。
 詳細は「パソコン出願ソフト3」の「操作マニュアル」を参照してください。
 なお、不明な点がありましたら、「独立行政法人工業所有権情報・研修館情報提供部電子出願担当」（電話 03 - 3581 - 1101 内線 2508）にお問い合わせください。

図 の 内 容	保 存 形 式	解 析 度
色彩を付さない場合 (いわゆる線図のみ)	BMP (ビットマップ)、GIF (ジフ) 形式	400dpi
色彩を付した場合 (薄墨等による明度差及び白黒写真を含む)	JPEG (ジェイペグ) 形式 (圧縮率は任意)	200dpi

(挿入例)

【書類名】 図面

【正面図】

IMG SRC = "IMG1.gif"

【背面図】

IMG SRC = "IMG2.gif"

Q 5 . 意匠登録出願をしたいのですが、図面はどのように提出するのですか。

A : 願書に「【提出物件の目録】」欄を設けて、その次に【物件名】の欄を設けて「図面 1」と記載し、【書類名】の欄を設けて「図面」と記載し、その次に図の表示の「【○○図】」の欄を設けて図を記載してください。

「【提出物件の目録】」欄の【物件名】に記載する物件名と、【書類名】に記載する書類名は必ず同一にしてください。(【書類名】には、通数の1等は記載しないでください。)

以下のように作成してください。

【提出物件の目録】

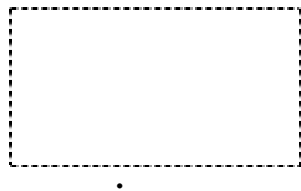
【物件名】 図面 1

【書類名】 図面

【正面図】



【背面図】



【右側面図】



・ (略)

【平面図】



【底面図】

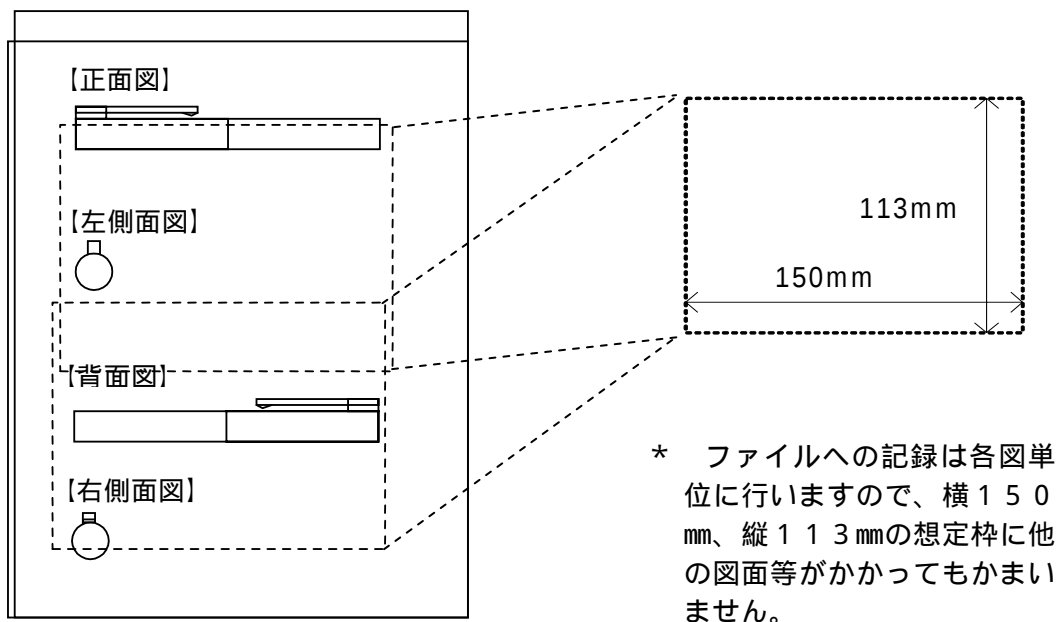


Q 6 . 書面手続においては、図の縦の大きさの制限から A 4 には 2 図が記載できますが図を A 4 内に 3 図以上記載することはできるのですか。

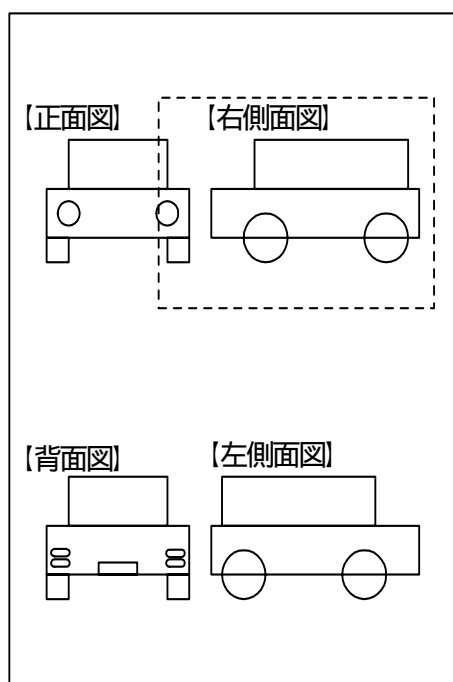
A : 各図を縦に並べ、上下の幅が小さい場合であって、図が鮮明に記載できるのであれば、3 図以上記載してもかまいません。

なお、図を横に並べて記載することはできませんので注意してください。

(認められる例)



(認められない例)



* 図を横に並べて描くことはできません。

必ず、次のように上下に並べてください。

【正面図】
 イメージ
 【背面図】
 イメージ
 .
 .

Q 7 . 意匠登録出願をしたいのですが、写真はどうのように提出するのですか。

A : 願書に「【提出物件の目録】」欄を設けて、その次に【物件名】の欄を設けて「写真 1」と記載し、【書類名】の欄を設けて「写真」と記載し、その次に図の表示の「【○○図】」の欄を設けて写真を張り付けてください。

「【提出物件の目録】」欄の【物件名】に記載する物件名と、【書類名】に記載する書類名は必ず同一にしてください。(【書類名】には、通数の1等は記載しないでください)

写真の大きさは、図面と同様に横150mm、縦113mmを越えるものは認められません。

以下のように作成してください。

【提出物件の目録】

【物件名】 写真 1

【書類名】 写真

【正面図】



【背面図】



【右側面図】



・
・ (略)
・

【平面図】



【底面図】



Q 8 . 図面と写真により意匠登録出願をしたいのですが。

A : 写真により意匠が明りょうに現される場合には、図面に代えて写真を提出することができます。一部の図を写真に代えて意匠図面を作成することもできますが、その作成には注意が必要です（ 参照 ）、可能な限り図面又は写真のいずれかで作成することをお勧めします。

一般に、写真には撮影した対象物に備わっている明暗の調子や色彩がそのまま現れますので、一部の図を写真に代えた場合、それらが表されていない図との間で不整合が生じ、一の意匠を特定できず、意匠登録を受けることができないことがあります。

（作成方法）

願書の【提出物件の目録】欄に、【物件名】の欄を複数設けて、それぞれ写真 1、図面 1 と記載し、その次に【書類名】の欄を設けて書類名別に写真、図面と記載します。

「【提出物件の目録】」の欄の【物件名】に記載する物件名と、【書類名】に記載する書類名は必ず同一にしてください。（【書類名】には、通数の 1 等は記載しないでください。）
写真の大きさは、図面と同様に横 1 5 0 mm、縦 1 1 3 mm を越えることはできません。

（作成例）基本 6 図は写真とし、【正面図中央縦断面図】のみ図面とする場合

【提出物件の目録】

【物件名】 写真 1

【物件名】 図面 1

【書類名】 写真

【正面図】



【背面図】



・（略）

・

【底面図】



【書類名】 図面

【正面図中央縦断面図】



（その他注意点）

コンピュータグラフィック（CG）で作成した図面は、「写真」ではなく、「図面」です。

Q 9 . オンラインで見本による意匠登録出願をしたいのですが。

A : 願書の「【提出物件の目録】」の欄に「【物件名】」を設けて、「見本 1」と記録し、その次に「【提出物件の特記事項】」を設けて見本を提出する旨を以下のように記録してください。

【提出物件の目録】

【物件名】 見本 1

【提出物件の特記事項】 同日に見本を提出します。

ひな形又は見本は同日に「ひな形又は見本補足書」により書面で提出してください。

ひな形による場合は、「【物件名】」の欄の「見本 1」を「ひな形 1」とします。

なお、書面手続で見本による意匠登録出願をする場合は、見本は願書に添付しますので「【提出物件の特記事項】」の欄は不要です。

(注) 平成 19 年 10 月 1 日から改正郵便法の施行に伴い、「小包」 ゆうパック(一般小包)・EXPACK500(エクスパック定型小包)・ポストパケット(簡易小包)・冊子小包 で特許庁宛に書類等を提出した場合は、特許庁に到達した日が書類等の提出日となりますので、「ひな形又は見本補足書」を提出する際にはご注意ください。

なお、オンラインによる「意匠登録出願」の出願日と、「ひな形又は見本補足書」の提出日が同日でないときは「意匠登録出願」及び「ひな形又は見本補足書」は不適法な手続として却下理由通知、出願(手続)却下の対象となります。

Q 10 . オンライン出願の際、代理人が複数いる場合は【代理人】の欄を繰り返し設けてよいのか。あるいは、2 人目以降を【選任した代理人】とした方がよいのか教えてください。

A : オンライン手続を実行する代理人を【代理人】の欄に記録し、その者以外の代理人を【選任した代理人】の欄に記録する方法をお奨めします。

【代理人】の欄を繰り返し設けて代理人全員を記録する場合には、オンライン手続を実行する代理人以外の代理人について「本件手続を行ったことに相違ない」旨をオンライン手続を行った日から 3 日以内に手続補足書により申し出ることが必要になります。

Q 11 . 包括委任状を援用して出願したいのですが、包括委任状番号はどこに記載するのですか。

A : 願書に次のように【提出物件の目録】の欄を設けて記載してください。

【提出物件の目録】

【包括委任状番号】 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

Q 1 2 . 包括委任状を援用したいのですが、まだ包括委任状番号の通知がありません。どのように記載すればよいのですか。

A : 次のように【提出物件の目録】の欄を設けて記載してください。

【提出物件の目録】

【物件名】 委任状 1

【援用の表示】 平成○○年○○月○○日提出の包括委任状

Q 1 3 . オンライン出願で委任状を提出したいのですが、願書の【提出物件の目録】の欄は、どのように作成したらよいですか。

A : 委任状（原本）は、オンラインでは提出できないので【提出物件の目録】の欄に「【物件名】委任状 1」は記録しないでください。【提出物件の目録】の欄はオンラインで提出できる物があるときに記録する欄です。委任状（原本）はオンラインで出願した日から 3 日以内に手続補足書に添付して提出することになります。

なお、通常出願においては委任状の提出は特に求めています。

Q 1 4 . 同時に複数の出願をする際の「願書記号」は、従来と同様ですか。

A : 従来とは違いますので注意を要します。

従来は、願書記号は「意匠登録願（１）」「意匠登録願（２）」のように書類名の次に記載していましたが、現行においては、願書記号に代えて整理番号を記載することとしています（記載は任意です。）。【書類名】の欄の次に【整理番号】の欄を設けて、ここにローマ字（大文字に限る）、アラビア数字若しくは負記号（－）、又はそれらの組み合わせで 10 文字以内で記載します。

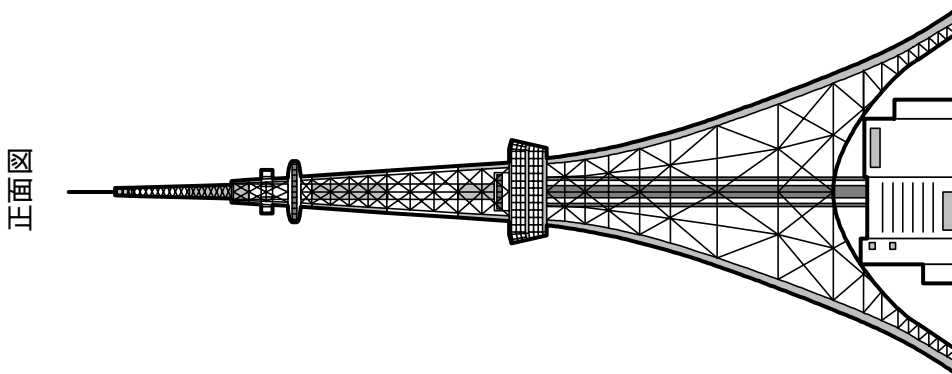
この整理番号は、同時に複数の出願をする場合に限りません。出願番号の通知を受けてない場合で当該出願に係る手続をするとき、願書に記載した整理番号を【事件の表示】の欄に記載することにより、当該出願を特定することができます。

Q 1 5 . 書面出願の場合でも、意匠登録を受けようとする図面の副本添付は不要ですか。

A : 意匠登録を受けようとする図面の副本は不要です。

Q 1 6 . 天地がわかるように、意匠の説明の欄に「正面図において左方向が上である」等の説明を付したり、出願図面内に図面の表示を 90° 回転して表示したり（以下の図参照）することで、出願図面を 90° 回転して作図してよいのでしょうか。

【正面図】



A : 以下の理由により、出願図面を 90° 回転することは好ましくありません。

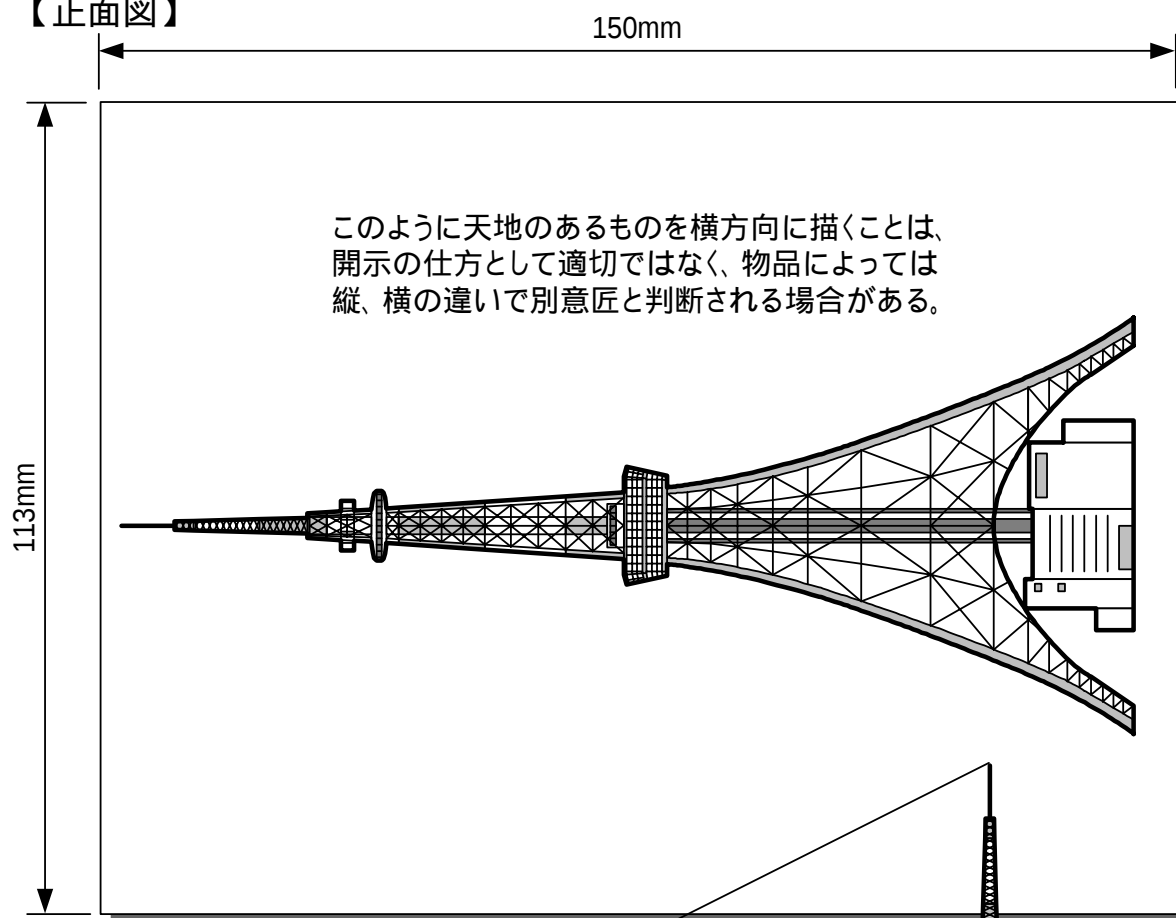
理由

意匠図面の作図方法である正投影図法においては、通常使われる状態で作図することが原則となっている。

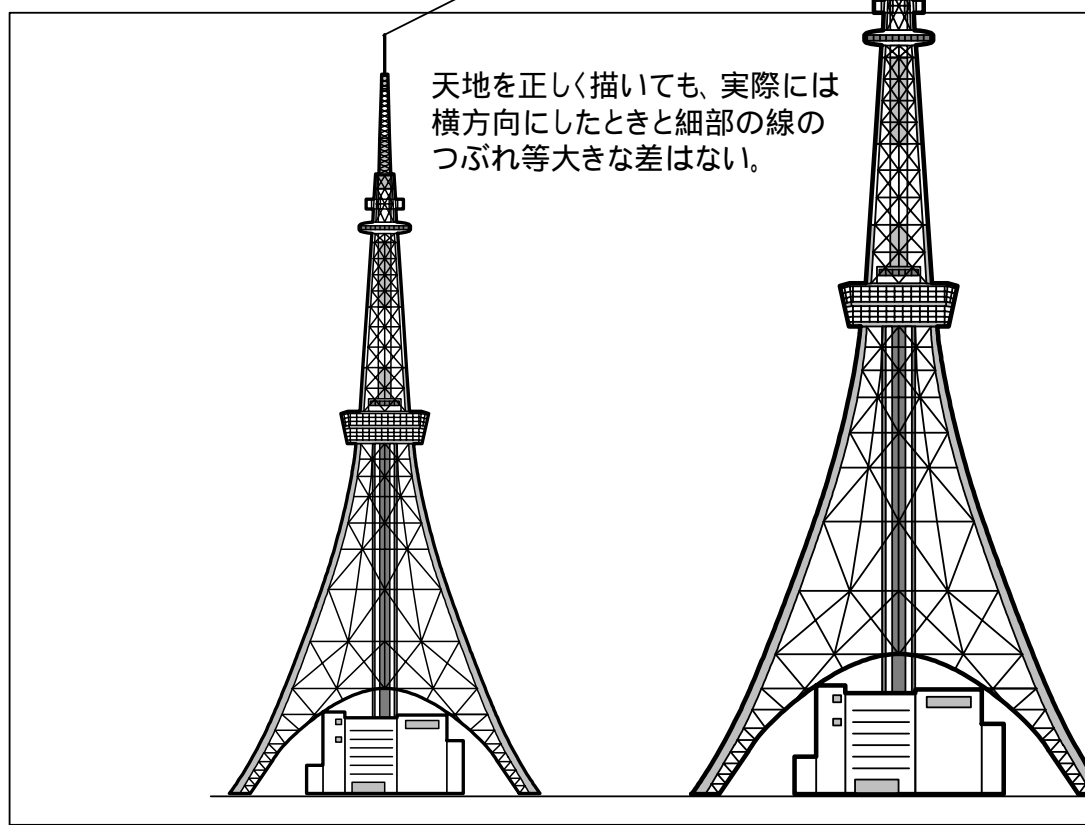
意匠ペーパレスシステムでは、出願された図面を審査や CD-ROM 公報においても編集することなく、そのまま使用することとなっている。従って、図面と意匠の説明をあわせてはじめて意匠が特定するような対応や図形以外の表示を持ち込む対応は、物品によっては、横向きか縦向きかによって、別意匠と判断される場合もあり、審査や意匠権調査において無用な混乱を招くこととなる。

実際には、縦のものを横向きにしても図面の大きさに大差はなく、横向きにすることで問題が解決するものは極わずかであると考える。（大半のものは横向きにしても依然として部分拡大図等が必要である。）...次ページ参照

【正面図】



【正面図】



Q 17 . 出願時と審査時とのモニタの違いにより、色彩が異なって表されていることはないのでしょうか。

A : 特許庁では出願人から送信された電子データを原本として扱いますので、基本的にモニタ上の表示内容が問題となるものではありません。また、モニタの表示についても近年のハードウェア性能、ソフトウェアの技術向上により、機材による表示性能の差は解消されており、色彩の同一性を逸脱することなく、審査を行える状況であると考えています。従って、色あわせや色見本の番号、標準色空間の座標値等の提出の必要はありません。出願人の方がオンライン出願時にご自身のモニタで確認した状態と同一の状態の電子データが特許庁の記録ファイルに保存されています。

また、書面によりカラー図面を提出された場合、特許庁ではデータエントリ機関において電子化されたデータを原本と推定して、その後の処理はすべてその電子データを基本に行います。電子データ化にトラブルが発見された場合には、提出された書面から再度電子データ化を行うこととしています。特許庁では、厳正に書面の電子データ化を管理しており、ハードウェア、ソフトウェアの技術向上とも相まって、提出された書面と色彩の同一性に関する問題はないと考えていますが、どのような状態で電子データ化されたのか確認したい場合には、出願支援課にて閲覧請求を行うことができ、必要な場合には再電子データ化を要求することができます。意匠登録を受けようとする図面の副本は不要です。

Q 18 . モノクロ写真をスキャナで取り込む際にはどのようにすればよいのでしょうか。

A : モノクロ写真をスキャナで取り込む際、スキャナの設定を「グレースケール」にして行くと、一部スキャナの機種によっては、パソコン出願ソフトでの変換時にエラーが出る場合があります。

エラーが出る場合には、画像編集ソフト（Adobe Photoshop 等）を使って、「モード」変換でグレースケールからRGBカラーに変えて、保存し直すか、一度フルカラーモードで画像の取り込みを行い、（この場合、多少色味がつくことがあります。）画像編集ソフト（Adobe Photoshop 等）を使って、色調をなしに補正してください。

なお、画像ソフトを使用して、フルカラー画像をグレースケールに落とす場合に「モード」変換でグレースケールに落とすと、パソコン出願ソフトでの変換時にエラーが出ますので、必ず色調補正で行ってください。

Q 19 . パリ条約による優先権等の主張出願のうち、欧州共同体商標意匠庁に関する国名の欄はどのように表示すればよいのでしょうか。

A : 以下のとおりです。

【パリ条約による優先権等の主張】

【国名】 域内市場における調和のための官庁（商標及び意匠）

【出願日】 2007年 6月 1日

【出願番号】 000123456

Q 20 . 意匠、商標の優先権主張手続に関して、韓国特許庁の情報通信網を利用してプリントアウトしたものは、優先権証明書として認められますか。

A : 原本性の確認ができないため、優先権証明書の認証した謄本とは認められません。

したがって、従来形式によるシールのある紙発行の韓国特許庁発行の優先権証明書が出願の日から3ヶ月以内に提出されない場合、優先権の主張は失効になります。

14.2

願書関連 2

14.2.1

画面デザイン保護の拡充に関する Q & A

Q1．画面デザインとはどのようなものですか。

A： 画面デザインとは、家電や情報機器等の表示部に表示される画像のデザインのことです。意匠法では、機器の機能と密接な関係にある画面デザインについて、機器に表された状態で物品を構成する要素として保護の対象としています。

具体的には、デジタルカメラ、ビデオカメラ、携帯電話機、ビデオ録画再生機、車載用経路誘導機（カーナビ）、炊飯器、洗濯機、コピー機等において、操作に用いられる画像や、時計の時刻表示のようにそれがなければ物品自体が成り立たない画像が、その物品の一部分を構成する要素として保護されます。

また、意匠登録を受けるためには、従来の意匠と同様に画像を含む物品のデザインが新規でかつ容易に創作できるものではないこと等の要件を満たす必要があります。

Q2．今回の改正によって、画面デザインの保護について、どのような点が変わったのですか。

A： 従来の意匠法では、例えば、表示部がないビデオディスクプレーヤーを他のディスプレイに接続して表示する画面デザインは、たとえ斬新なものであっても、ビデオディスクプレーヤーそのものを構成する要素とは認められなかったため、保護の対象となりませんでした。今回の改正によって、他のディスプレイに表示される画面デザインであっても、物品の機能を発揮するための操作に使用されるものは保護の対象となりました。

また、従来の意匠法では、液晶時計の時刻表示や、携帯電話のメニュー画面（初期画面）のような、物品が成立するために必要不可欠な画像のみが、保護の対象とされていましたが、物品の機能を発揮するための操作に使用される画像であれば保護の対象とされることになりました。

Q3．ゲームキャラクターを操作するための画面デザインを創作したのですが、ゲーム中の画面は、ゲーム機の画面デザインとして意匠法で保護されますか。

A： 改正法では、その機器の制御や設定等の操作に使用される画面デザインが保護の対象となります。したがって、ゲーム機そのものの制御や設定を行う操作のための画面は保護の対象となりますが、ゲームを行っている状態の画面は保護の対象とはなりません。

また、操作に使われない単なる背景としての画面や映画の一場面等も保護の対象とはなりません。

Q4．斬新なグラフィカルユーザーインターフェース（GUI）のソフトウェアを開発したのですが、画面デザインとして意匠法で保護されますか。

A： 意匠法では、画面デザインを物品の構成要素として保護対象とします。したがって、特定の物品に結びつきのないグラフィカルユーザーインターフェースやソフトウェアは物品の構成要素とは認められず、保護の対象とはなりません。

Q5．ビデオディスクプレーヤーの録画のための画面デザインを、自社の車載用経路誘導機（カーナビゲーション）の目的地設定の画面デザインにも採用する場合、どちらか一方だけを出願すればよいですか。

A： 用途及び機能に共通性のない物品はそれぞれが別の物品と見なされます。

したがって、画面デザインの見た目が同じであっても、用途及び機能に共通性のない物品に表示される場合には、それぞれの物品ごとに出願する必要があります。

Q 6 . 画面デザインを出願したいのですが、願書や図面はどのように作成すればよいですか。

A : 画面デザインは物品を構成する要素として保護されるものですので、従来の意匠登録出願と同様にその画面デザインを表示させる物品ごとに出願する必要があります。

例えば、ビデオディスクプレーヤーの意匠の創作において、意匠登録を受けようとする画面デザインがビデオディスクプレーヤー自体ではなくテレビ受像機等の他のディスプレイに表示されるものであっても、願書の【意匠に係る物品】の欄には、「ビデオディスクプレーヤー」と記載し、図面には、画面だけでなくビデオディスクプレーヤーの六面図を記載する必要があります。このような場合の他のディスプレイに表示される画面デザインについては、【画像図】を記載して表します。

【画像図】は、今回の改正で新しく追加された図で、他のディスプレイに表示される画面デザインであることを意味する図です。携帯電話機のように機器本体の表示部に表示される画面デザインである場合は、機器本体の表示部に表示された状態の画面デザインを六面図中に記載して表します。

Q 7 . 画面デザインの登録例を調べるにはどうすればよいですか。

A : 画面デザインの意匠分類を使って特許電子図書館（IPDL）で検索することができるようになります。（注）

法改正に伴い、意匠分類も改正され、画面デザインを含む意匠には、従来の意匠分類の末尾に「W」を付した分類が付与されることとなりました。Wの有無によって、画面デザインを含む意匠か否かを識別することが可能です。

この意匠分類は平成19年4月1日以降に出願された「画面デザインを含む意匠」に対して付与されています。

（注）IPDLでの画面デザイン分類の検索は平成19年10月から行えるようになる予定です。

14.2.2 部分意匠等の保護の見直しに関するQ & A**Q 1 . 今回の改正によって、部分意匠等の保護について、どのような点が変わったのですか。**

A : 従来は、先に出願された意匠の一部と同一又は類似する後の出願の意匠は、意匠登録を受けることができませんでしたが、今回の改正によって、先の意匠登録出願の翌日からその公報の発行の前日までに出願した意匠については、先にした自己の意匠登録出願の意匠の一部と同一又は類似であっても、それを理由に拒絶されることがなくなりました。

これにより、先に出願した全体意匠から遅れてデザインの詳細が決定した部品や部分の意匠についても意匠登録を受けることが可能になりました。

14.2.3 関連意匠制度の見直しに関するQ & A**Q 1 . 今回の改正によって、関連意匠の出願は本意匠の公報発行の前日まで可能となりましたが、改正法施行前の平成19年3月31日以前の出願を本意匠とする関連意匠は認められますか。**

A : 本意匠が改正法の施行前に出願されたものであっても、関連意匠の出願日が改正法施行後の平成19年4月1日以降であって、本意匠の公報発行の前日までであれば改正法が適用されます。

Q 2 . 本意匠の出願は製品の企画段階のもので、後日に出願した関連意匠が実際の製品なので、実際の製品の方を本意匠にしたいのですが、後日の関連意匠を本意匠に変更する補正はできますか。

A : 今回の改正は、関連意匠について、出願可能な期間を本意匠の公報発行の前日までに緩和したものであって、後日の出願を本意匠とすることを認めたものではありません。出願日が異なる場合に本意匠とすることができるのは先の意匠登録出願に限られます。

Q 3 . 本意匠の実施物をカタログに掲載したあとで出願した関連意匠は新規性を喪失しているのでしょうか。

A : 今回の改正では関連意匠を出願できる時期について要件が緩和されましたが、新規性の判断は従来どおり出願時です。

関連意匠の出願前に関連意匠と類似する本意匠の実施物を公知にした場合は、その関連意匠は新規性を喪失していることになります。したがって、意匠登録を受けることができませんが、関連意匠の出願が実施物の公開から 6 月以内である場合は、新規性喪失例外規定を適用することでこれを回避することができます。

14.2.4 秘密意匠制度の見直しに関する Q & A

Q 1 . 今回の改正によって、秘密意匠制度について、どのような点が変わったのですか。

A : 秘密意匠制度は、意匠登録出願人が、意匠権の設定登録の日から 3 年以内の期間を指定して意匠を秘密にすることができる制度です。

従来は、秘密の請求は出願と同時にしかできませんでしたが、今回の改正によって、意匠登録の第 1 年分の登録料の納付と同時にする場合も認められることとなりました。

< 参考：手数料 >

- ・ 秘密の請求は：出願時には出願料 16,000 円＋請求料 5,100 円が必要です。
第 1 年分納付時には登録料 8,500 円＋請求料 5,100 円が必要です。

14.2.5 意匠権の存続期間の延長に関する Q & A

Q 1 . 今回の改正によって、意匠権の存続期間について、どのような点が変わったのですか。

A : 意匠権の存続期間について、従来の「設定登録の日から 15 年」を「設定登録の日から 20 年」に延長しました。

登録料は、第 16 年から第 20 年の各年については、第 11 年から第 15 年までの各年の登録料と同額の 33,800 円です。

Q 2 . 平成 19 年 4 月 1 日以降に登録されると意匠権の存続期間が 20 年になるのですか。

A : 意匠権の存続期間が 20 年となるのは、平成 19 年 4 月 1 日以降にされた出願が登録された場合です。平成 19 年 3 月 31 日以前にされた出願については、平成 19 年 4 月 1 日以降に登録されたとしても存続期間は 20 年とはなりません。

14.3

手続の補足関連

Q 1 . オンライン出願時に優先権証明書も提出したいのですが、手続補足書で提出できますか。

A : 優先権証明書は、手続補足書では提出できません。「優先権証明書提出書」により提出してください。

なお、手続補足書で提出することができる物件は、意匠に関しては次のとおりです。

- a . ひな形又は見本による出願をオンラインにより行ったときのひな形又は見本（この場合は「ひな形又は見本補足書」により提出してください。**5.3** 「ひな形又は見本補足書」の作成を参照。）
- b . 代理権を証明する書面
- c . 意匠登録を受ける権利の承継を証明する書面
- d . 第三者の許可、認可、同意又は承認を証明する書面
- e . 代表者であることを証明する書面
- f . 持分の定めがあること、又は不分割等の契約があることを証明する書面
- g . 意見書に添付して提出すべき証拠物件
- h . 現金納付に係る「納付済証（特許庁提出用）」
- i . 国と国以外の者との共有に係る場合であって、持分の定めがあるときの当該持分の定めを証明する書面

Q 2 . オンライン手続をしてから3日以内に手続の補足をしなかった場合は、どのようにしたらよいのですか。

A : 手続補正書により行ってください。

Q 3 . 代理人の意思確認の手続補足書をオンラインで送信しようとして【補足をする者】の欄に、弁理士】の欄を入れたらエラーとなりました。特・実ではエラーとなりません。意・商は違うのですか？

A : 手続補足書の様式は、特例法施行規則様式第32に規定されていますが、補足をする者が弁理士（又は弁護士）のとき、【補足をする者】の欄に【弁理士】（又は【弁護士】）の欄を設ける規定はありません。システム上も【弁理士】（又は【弁護士】）の欄は設定不可項目となっているので、入力するとエラーとなります。

なお、特・実においては、システム上【弁理士】（又は【弁護士】）の欄は設定可能項目となっているので入力可能ですが、任意項目ですので入力する必要はありません。

14.4

中間書類関連

Q 1 . 出願時に委任状は提出しなかったのですが、その後に委任状を提出する場合、どのようにすればよいですか。

A : 代理権変更届により提出してください。

オンラインで代理権変更届を提出するときは、次のように【届出の内容】の欄に「手続補足書に添付の委任状のとおり届出します。」のように記録し、オンラインで手続した日から 3 日以内に手続補足書に委任状を添付して提出してください。

【書類名】	代理権変更届
【提出日】	
【あて先】	
【事件の表示】	
【出願番号】	
【手続をした者】	
【識別番号】	
【住所又は居所】	
【氏名又は名称】	
【届出の内容】	手続補足書に添付の委任状のとおり届出します。
【代理権を変更した代理人】	
【識別番号】	
【弁理士】	
【氏名又は名称】	
【代理人】	
【識別番号】	
【氏名又は名称】	

書面手続により代理権変更届を提出するときは、上記様式の【届出の内容】の欄には「添付の委任状のとおり届出します。」のように記載してください。

Q 2 . 意匠法第 4 条第 2 項の規定による新規性の喪失の例外の規定の適用を受けようとする場合の、証明書の提出はどのようにすればよいのですか。

A : 「新規性の喪失の例外証明書提出書」に添付して提出してください。書式については、本ガイドライン「[1.6](#) 新規性の喪失の例外の規定の適用出願」を参照してください。

Q 3 . パリ優先権証明書提出書に不備があり手続補正指令書が送られてきました。オンラインで手続補正書を提出しようとしたところエラーとなり送信できません。何故ですか。

A : 手続補正書をオンラインで提出できるのは、オンラインで提出できる書類を補正する場合に限定されます（特例法施行令第 1 条第 4 号（特定手続の補正））。本件手続補正書は、オンラインでは提出できないパリ優先権証明書を補正しようとしているので、【補正対象書類名】の欄がエラーとなり、オンラインでは提出できません。

14.5

手数料関連

Q 1 . 電子化手数料とは何ですか。 また、なぜ手数料を徴収するのですか。

A : 当庁では、出願の電子処理を行うことで事務処理の効率化及び情報処理の迅速化を図っているところですが、平成 12 年 1 月から、特許・実用新案の電子出願受付に加えて、意匠・商標・PCT 国際出願（国内段階）・審判（拒絶査定・補正却下不服審判）についてもオンライン手続を開始しました。

すでに、平成 2 年 12 月にオンライン出願の受付が開始された特許・実用新案において、その手続が書面により行われた場合は、当該書面に記載された事項を電子データに変換する電子化手数料を徴収しております。

今回、新たに加わった意匠・商標・PCT 国際出願における国内移行手続・審判手続においても、手続が書面により行われた場合は、その電子化のために要する手数料は出願人の負担となります。

これは、原則オンライン手続が可能な手続（特定手続）が書面により行われた場合には、オンライン手続を行う者との負担の公平性の観点から、書面を電子化する費用を負担していただくこととしたものです。

書面の電子化は、登録情報処理機関である「財団法人工業所有権電子情報化センター」において行われます。電子化手数料の納付は、当センターから送付される払込用紙（電子化料金納付のご案内）により行っていただくことになります。

なお、法令上の根拠は、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（以下、「特例法」という。）第 40 条第 1 項第 1 号に基づき、特許法等関係手数料令第 5 条に規定されています。

Q 2 . 電子化手数料を支払わなかった場合は、どうなるのですか。

A : 特許庁長官名による手続補正指令の対象となります。

この手続補正指令に対し手数料を支払わない場合は、手続補正指令の対象となった手続書類は却下処分となります。

手続補正指令に対し電子化手数料を納付するときは、「財団法人工業所有権電子情報化センター」から手続補正指令後まもなく送付される払込用紙（電子化料金振込の未納・不足のご案内）により行っていただくこととなります。

Q 3 . 電子化手数料を徴収する具体的な手続（書面）は何ですか。

A : 意匠においては以下の書類が対象となる代表例です。（ここでは審判手続に関する書類は除きます。）

- a . 意匠登録願
- b . 出願取下書
- c . 出願放棄書
- d . 出願人名義変更届
- e . 意見書
- f . 期間延長請求書
- g . 特徴記載書
- h . 手続補足書（一の特定手続を行う者が二人以上あるとき、入力を行う者以外の者が電子情報処理組織（オンライン手続用パソコン）を使用して特定手続を行った旨の申出に限ります。）
- i . 包括委任状援用制限届
- j . 代理人選任届等の代理人に関する届出書

k. 手続補正書（代理権を証明する書面その他の物件の提出のみをその内容とする手続補正書、及び手数料の補正（納付）のみの手続補正書は除きます。）

なお、以下は電子化手数料徴収の対象とはならない書類の代表例です。

- ・登録料納付書
- ・ひな形又は見本補足書
- ・上申書
- ・弁明書
- ・早期審査に関する事情説明書
- ・物件提出書
- ・意匠法第9条第5項に基づく協議の結果届
- ・優先権証明書提出書
- ・新規性の喪失の例外証明書提出書

Q 4 . 多件 1 通手続の場合、電子化手数料はどのように徴収されるのですか。

A : 電子化手数料は、「1 件につき 1 2 0 0 円に書面 1 枚につき 7 0 0 円を加えた額（2 件以上を一の書面とする場合にあっては、1 件ごとに一の書面とする場合の額の合計額）」と特許法等関係手数料令第 5 条第 1 項第 1 号に規定されており、多件 1 通手続の場合は 1 件 1 通手続に要する電子化手数料の合計額ということになります。

これは、1 件 1 通手続で行う者と多件 1 通手続で行う者との不公平を起さないようにしたこと、及び多件 1 通手続であっても処分は 1 件ごとに行うこととなるので 1 件ごとに電子化する必要があるためです。

Q 5 . 現金納付の「納付済証（特許庁提出用）」の提出方法を教えてください。

A : 現金納付に係る手続をオンラインにより行った場合は、当該手続をした日から 3 日以内に、「納付済証（特許庁提出用）」を別用紙（A 4 版）にはり付け、手続補足書に添付して提出してください（本ガイドライン「6 . 手続の補足」参照）。

現金納付に係る手続を書面により行った場合は、当該書面に【提出物件の目録】の欄を設け、「【物件名】納付済証（特許庁提出用） 1」と記載し、「納付済証（特許庁提出用）」は別用紙（A 4 版）にはり付け、当該書面に添付して提出してください。

なお、オンライン手続をした日から 3 日以内に提出しなかったとき若しくは不足又は未納の手数料を納付するときは、手続補正書に添付して提出することになります（本ガイドライン「9.3 【手数料補正】の作成方法参照」）。

Q 6 . 現金納付を利用して 2 件出願する場合、2 件分の出願手数料を 1 納付書で納付することはできますか。

A : 原則として、現金納付は 1 手続について 1 納付書で納付しなければなりません（工業所有権の手数料等を現金により納付する場合における手続に関する省令第 5 条第 3 項）。したがって、1 出願ごとに 1 納付書で納付し、「納付済証（特許庁提出用）」はそれぞれ作成した手続補足書に添付して提出しなければなりません。

なお、出願人名義変更届等多件一通手続が可能な手続に係る手数料を現金納付を利用し納付するときは、当該手数料は 1 納付書により納付しなければなりません（同条同項ただし書）。

Q 7 . 願書の【選任した代理人】の欄に記録した者の予納台帳番号を利用することは可能ですか。

A : 【選任した代理人】の欄に記録した代理人の予納台帳番号は利用することはできません。

【選任した代理人】の欄に記録した代理人は、オンラインで出願したこと及び予納台帳からの手数料納付の申出をしたことの意味確認（暗証番号の入力）がなされていないため、当該代理人の予納台帳からの手数料の引落としはできません。「選任した代理人」の予納台帳を利用したい場合は、その者を【代理人】の欄に記録し、その者がオンライン手続を実行しなければなりません。

なお、代理人として出願を行う場合で、オンライン出願を実行した代理人以外の代理人の予納台帳番号を使用することは可能ですが、手続補足書によりその者のオンライン出願を行った

旨の申出があった時点で、その者の予納台帳から手数料を引き落とすこととなります。

Q 8 . 書面出願でも予納制度を利用できますか。

A : 書面出願でも予納制度は利用できます。

14.6

その他

Q 1 . オンライン設備（パソコン）を有しない者は、オンライン出願ができないのですか。

A : 各都道府県にある社団法人発明協会支部に無料で利用できるオンライン手続用の共同利用パソコンが設置されています。この共同利用パソコンによりオンライン出願ができます。

なお、利用するにあたっては「電子情報処理組織使用届」の提出等の事前手続が必要です。詳細については社団法人発明協会各支部までお問い合わせください。また、社団法人発明協会各支部には出願に関する相談を受付ける「出願アドバイザー」がおりますのでご相談ください。（社団法人発明協会の各支部の所在地、電話番号については、本ガイドライン「15. 意匠に関する問い合わせ先一覧」を参照してください）

Q 2 . 受領書、発送番号について教えてください。

A : 受領書とは、当庁が受領した書面を特定し申請人にその旨を通知する書面で、識別番号、氏名（名称）、提出日、書類名、整理番号、受付番号、事件の表示等が記載されています。願書については、出願番号通知も兼ねています。なお、この受領書は、申請人の要求によりオンラインで受領することができます。

発送番号とは、手続補正指令書、拒絶理由通知書等の当庁からの発送書類に付けられた番号で、発送書類に対し手続があったときに、どの発送書類に係る手続かを機械的に特定するためのキーとなる番号です。発送書類に対して手続補正書、意見書等を提出するときは、この発送番号を記載してください。

Q 3 . 旧願（H 1 1 . 1 2 . 3 1 までの出願）を原出願とする分割出願は、平成 1 2 年 1 月以降にオンライン出願が可能ですか。

A : 平成 1 2 年 1 月以降にする出願（分割・変更・補正却下後の新出願を含む）は、オンラインによる出願が可能です。

Q 4 . 旧願分（H 1 1 . 1 2 . 3 1 までの出願）に係る手続は、オンライン手続が可能ですか。

A : オンラインによる手続はできません。旧願分については、送信不可となっております。

平成 1 2 年 1 月以降にする出願（出願日が H 1 1 . 1 2 . 3 1 以前に遡及するものを含む）及びその出願に係る中間手続が、オンライン出願の対象となります。

なお、平成 1 2 年 1 月以降にする審判請求（拒絶査定不服審判・補正却下の不服審判）に係る手続については、平成 1 1 年 1 2 月 3 1 日以前の出願に関するものであっても、審判番号（又は審判請求日）と出願番号を併記することにより、オンラインによる手続が可能です。

Q 5 . 平成 1 2 年 1 月以降の書面出願は、従来の様式と同じですか。

A : 従来の様式とは違います。書面出願であっても「墨付きかっこ」（【 】）を付した新様式となりました。具体的な様式は、意匠法施行規則様式又は本ガイドラインに規定する様式に従ってください。

Q 6 . 出願書類等を郵送で提出する際の宛先は、どのようにすればよいですか。

A : 特許庁に提出する出願書類等について、郵送により提出する際の宛先は下記のとおりです。
封筒の表書きに朱書（赤ペン）で在中書類名を記載してください。なお、送付方法は書留郵便が
確実です。

〒100 - 8915

東京都千代田区霞が関三丁目4番3号

特許庁長官 御中

意匠登録願 在中